第四号様式、第四号の二様式及び第五号の二様式中「以後」を「から令和２年12月31日まで」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の租税特別措置法」に改め、「割合」とを「割合」とします。令和３年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とに改める。

第五号の四様式を次のように改める。

第五号の四様式表面（第二条関係）

表

令和　年度分　市町村民税 道府県民税　申告書

整理番号	
業種又は職業	
電話番号	

市町村長殿

提出年月日　年　月　日

現住所

1月1日現在の住所

フリガナ

氏名　印

個人番号

生年月日　明・大・昭 平・令　．　．

世帯主の氏名

続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

	社会保険の種類	支払った保険料
⑬ 社会保険料控除		円
	合計	

	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
⑭ 生命保険料控除	円	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	円	円
	介護医療保険料の計	
	円	

	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
⑯ 地震保険料控除	円	円

⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除

⑰ □寡婦控除（□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還）　⑱ □ひとり親控除　⑲ □勤労学生控除（学校名）

⑳ 障害者控除

	フリガナ / 氏名	障害の程度	級度
1			
	個人番号		
2			
	個人番号		

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

	フリガナ / 氏名	生年月日	明・大・昭 平・令　．　．
配偶者		配偶者の合計所得金額	円
	個人番号	□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）	

㉓ 扶養控除

	フリガナ / 氏名	生年月日	明・大・昭 平・令　．　．	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
1						
	個人番号				控除額	万円
2						
	個人番号				控除額	
3						
	個人番号				控除額	
4						
	個人番号				控除額	

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

	フリガナ / 氏名	生年月日	平・令　．　．	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
1						
	個人番号					
2						
	個人番号					
3						
	個人番号					

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。　扶養控除額の合計

㉖ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		．　．	
	損害金額	保険金などで補塡される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
㉗ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補塡される金額	
	円	円	

1 収入金額等

事業	営業等	ア	円
事業	農業	イ	
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	
雑	公的年金等	キ	
雑	業務	ク	
雑	その他	ケ	
総合譲渡	短期	コ	
総合譲渡	長期	サ	
	一時	シ	

2 所得金額

事業	営業等	①	
事業	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
雑	公的年金等	⑦	
雑	業務	⑧	
雑	その他	⑨	
	合計（⑦＋⑧＋⑨）	⑩	
	総合譲渡・一時	⑪	
	合計	⑫	

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	
地震保険料控除	⑯	
寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	
勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	
配偶者（特別）控除	㉑～㉒	
扶養控除	㉓	
基礎控除	㉔	
⑬から㉔までの計	㉕	
雑損控除	㉖	
医療費控除 区分□	㉗	
合計（㉕＋㉖＋㉗）	㉘	

地方税法附則第４条の４の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「１」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和　年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

（切り取らないでください。）

令和　年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

住所		受付日付印
氏名		